

**松伏町学校給食センター調理配送等業務委託
事業者募集要項**

令和8年8月

松伏町教育委員会

松伏町学校給食センター調理配送等業務委託事業者募集要項

松伏町（以下「町」という。）では、令和9年度から令和13年度までの松伏町学校給食センターの調理配送等業務を民間事業者等に委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式による民間事業者等の募集を行う。

この募集要項は、調理配送等業務委託に係る民間事業者等の募集に関して、必要な事項を定めたものである。

なお、この募集要項と併せて交付・公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称する。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1 事業名

松伏町学校給食センター調理配送等業務委託

2 目的

学校給食の質を維持し、より安全で美味しい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定することを目的とする。

3 対象の施設等

施設の名 称	松伏町学校給食センター（以下「給食センター」という。）
所 在 地	松伏町大字田島1515番地2
開設年月日	平成9年6月2日
敷地面積	3,500.00㎡
建物構造	鉄骨造2階建
建築面積	1,629.14㎡
システム	ドライシステム
調理食数	約2,000食／日（令和8年度現在）
給食実施日数	185日
配食校数	5校（小学校3校、中学校2校）

4 業務内容

- (1) 調理業務
- (2) 配送業務
- (3) 配膳業務
- (4) その他の業務

(参考) 本件委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務

5 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※ 契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは、準備期間とし業務委託料は発生しない。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定

7 応募資格

(1) 資格要件

応募する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- ① 次に掲げる事項を全て満たし、かつ、法人格を有する者であること。
 - a) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることをかんがみ、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
 - b) 本件委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により町における一般競争入札の参加資格を制限されていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又

は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者である場合は、この限りでない。

- ④ 公募の日から受託者の選定の決定日までの間のいずれの日においても、町又は他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 受託者の選定の決定日まで、国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。
- ⑦ これまでに学校給食調理業務の受託実績を3年以上有する者又は大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正：平成20年6月18日食安発第0618005号）に基づき、1回300食以上若しくは1日750食以上を提供する調理業務の実績を5年以上有する者であること。
- ⑧ 受託者の選定の決定日までの過去3年間に於いても、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止の処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- ⑨ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- ⑩ 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑪ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者でないこと。
 - a) 選定委員会の委員
 - b) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者
- ⑫ 給食センターの施設設備を確認済みであること。

（2）応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

（3）応募に関する留意事項

- ① 応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとみな

す。

- ② 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- ③ 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- ④ 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は必要があるときは、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合がある。
- ⑤ 提出された書類については、提出期間に限り補正することができるが、提出期間終了後は変更できないものとし、また、その理由のいかんに関わらず返却しないものとする。ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容に関する聴き取り調査を行ったりすることができる。
- ⑥ 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- ⑦ 参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とする。
 - a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
 - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e) 虚偽の内容が記載されている場合
 - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g) 著しく信義に反する行為があった場合

（4）その他

- ① 町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 本募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

8 応募手続き

事業実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、松伏町の休日を定める条例（平成元年松伏町条例第13号）第1条第1項に規定する松伏町の休日（以下「休日」という。）には行わない。

応募書類等の公表	令和 8 年 8 月 31 日 (月) から 同年 9 月 18 日 (金) まで
施設見学会	令和 8 年 9 月 18 日 (金)
募集要項等に関する質問の受付	令和 8 年 9 月 7 日 (月) から 同 9 月 18 日 (金) まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和 8 年 9 月 30 日 (水)
参加表明書 (兼応募資格審査申請書) 及び提案 書類の受付	令和 8 年 10 月 1 日 (木) から 同年 10 月 8 日 (木) まで
資格審査に関する結果の通知	令和 8 年 10 月 16 日 (金)
提案審査 (プレゼンテーション)	令和 8 年 11 月 5 日 (木)
審査に関する結果の通知	令和 8 年 11 月中旬
委託事業者の決定	令和 8 年 11 月下旬
委託決定事業所との契約締結日	令和 8 年 11 月下旬
委託開始準備	契約締結後から令和 9 年 3 月 31 日 (水) まで (但し、給食センター内は、令和 8 年度給食終了後)

(1) 応募書類等の公表

募集要項等は、町ホームページで公表する。

① 応募書類等

令和 8 年 8 月 31 日 (月) から同年 9 月 18 日 (金) までの間に町ホームページから申請書類等をダウンロードする。 (<http://www.town.matsubushi.lg.jp>)

② 公表資料

- a) 募集要項……本書
- b) 委託仕様書
- c) 添付資料 (施設、機器等一覧)
- d) 様式集
- e) 見積書内訳

(2) 募集要項等に関する質問の受付

本募集要項の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

- ① 質問書 (様式第 1 号) に内容を簡潔にまとめて記載し、ファクシミリ又は E メールにより提出すること。

FAX 048-992-3192

E-mail kyosomu1090400@town.matsubushi.lg.jp

② 受付期間は、令和8年9月7日（月）から同月18日（金）まで

（3）募集要項等に関する質問に対する回答

受付を行った質問については、町のホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この要項及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応はしないものとする。

回答期日 令和8年9月30日（水）

（4）施設見学会

施設見学会は、令和8年9月18日（金）の午後3時から実施するので、参加希望者は、令和8年9月15日（火）までに、法人名並びに参加者氏名を、給食センターへファクシミリ又はEメールにて連絡し、時間までに集合すること。見学の際は、写真及び動画撮影は不可とする。

なお、参加希望者は、直近1か月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157）、調理室用着衣（白衣、帽子及びマスク）及び調理室用靴を各自用意すること。

ただし、参加人数は、1事業者2名以内とする。

（5）参加表明書（兼応募資格審査申請書）及び提案書類の受付

応募事業者は、次により提出すること。

- ① 提出期間 令和8年10月1日（木）から10月8日（木）までの日（休日を除く。）の9時から17時まで
- ② 提出書類 （別記）提出書類一覧表参照
 - a) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部
 - b) 提案書 提出書類一覧表に定める各様式（様式第3号～様式第12号） 正本及び副本7部提出のこと。
- ③ 提出先 松伏町大字田島1515番地2 松伏町学校給食センター
- ④ 提出方法 提出先へ直接持参
 - a) 提案書の規格は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に応募事業者の社名を表記すること。
 - b) 会社概要については、会社の沿革、組織、経営状況及び直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）をA4判フラットファイルに綴じて提出すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PR用パンフレットでも可とする。

- c) 「7 応募資格」(1)⑨による行政処分事例がある場合は、参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）にその旨記載して申し出るとともに、当該処分等の後の対応、改善策に関する書面等を添付する。
- d) 無効（失格）となる提案書
- （ア）提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - （イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - （ウ）虚偽の内容が記載されているもの
- e) 見積書
- （ア）見積額は、年度ごとに記載する。
 - （イ）仕様書に基づき作成する。
 - （ウ）見積書内訳（項目：社員職種ごとの人件費明細、被服衛生費、管理費等）を添付する。
 - （エ）見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局等が証明する印鑑）とする。
 - （オ）見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含めて記載する。

9 資格審査

応募者からの参加表明書（兼参加資格審査申請）に添付される書類に基づき資格確認を行う。

資格審査結果通知書を、資格審査申請を行った応募者に対して送付する。

10 提案審査

提案審査では、事業提案に対して総合評価し、上位の応募者を2者決定する。

その2者に対して価格評価し、先の総合評価の点数と価格評価の点数を合算し、点数が高いほうの応募者を契約の相手方とする。ただし、1者のみの場合は、評価項目の合計点数が6割以上の業者を契約の相手方とする。

なお、見積額が、「11 委託金額」を超える場合又は異常に小額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする。

(1) 提案の審査

① 審査項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目	評価の観点	配点
企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度	10点

	・学校給食調理業務に取り組む意欲	
経営状況 及び 業務実績	・財務健全性 (自己資本比率、流動比率等) ・受注金額 ・技術者数 ・学校給食調理業務受託実績 ・大量調理業務実績	10点
危機管理体制 及び 衛生管理の体制	・調理事故・異物混入等発生時の対処体制 ・製造物賠償責任保険（P L 保険）等の損害賠償制度の加入のグレード ・安全・安心の信頼度（食中毒等の発生状況） ・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・業務従事者の健康管理の体制 ・報告・連絡、責任体制	10点
企画提案 (選択制)	※下記項目について1項目以上の提案を選択 受託事業者としての町に対する貢献度 ・衛生面に関する企画、立案 ・災害時に対する企画、立案 ・給食運搬時に関する企画、立案	10点
給食調理人員体制 (円滑な実施)	・調理業務責任者、副責任者等の配置 ・配置者の資格 ・職員勤務体制、勤務ローテーション ・業務従事者の休暇等における代員確保体制 ・調理作業工程表・動線図	10点
職員研修、移行準備等	・業務従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画 ・職員研修体制（調理期間、学校の休業期間） ・継続雇用、地元採用計画	10点

② 審査方法

価格以外の各評価項目に対して、選定審査会において、以下の要領で委員による議論のうえ順位を付ける。

a) プレゼンテーションの実施

応募者によるプレゼンテーションを実施する。

一応募者について、プレゼンターは2名までとし、プレゼンターは事前申請とする。説明は提出書類を使って行い、プレゼンテーション用に別途資料を作成することは認めない。

b) 選定審査会

原則として、全応募者のプレゼンテーションが終了した後、引き続き選定審査会を開催し、総合評価を実施するものとする。なお、選定審査会は非公開とする。

- ・日時 令和8年11月5日(木)

- ・場所 別途通知する。

- ・プレゼンテーション時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて20分程度とする。

- ・留意事項

パソコン等を使用する場合は、各自持参すること。詳細については、対象者に別途通知する。

c) 順位別配点割合の決定

1位は100%、最下位は20%とする。2位から下位2位については、2位70%と下位2位を50%に近い割合のなかで、均等かつ整数になるように配点割合を按分する。

(例)

応募者数	配点割合							
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
2者	100%	20%						
3者	100%	60%	20%					
4者	100%	70%	50%	20%				
5者	100%	70%	60%	50%	20%			
6者	100%	70%	64%	58%	52%	20%		
7者	100%	70%	65%	60%	55%	50%	20%	
8者	100%	70%	66%	62%	58%	54%	50%	20%

d) 順位の決定

1位から順に、応募者の相対順位を決定する。複数同位者も可能とする。この場合、同位者の数に相当する下位の順番を欠番とする。2者同位であれば一つ下位を欠番とし、3者同位であれば、二つ下位までを欠番とする。

2位が2者	1位	2位	2位	4位	5位	6位	7位	8位
2位が3者	1位	2位	2位	2位	5位	6位	7位	8位

e) 得点の計算

①の評価項目ごとに、応募者の相対順位、配点割合を決定したのち、項目毎の配点とそれぞれの配点割合を乗じて、得点を算出する。

(例)

評価項目	配点	A	B	C	A	B	C
提案内容の的確性	10	1位 100%	2位 60%	3位 20%	10	6	2
衛生管理の体制	10	3位 20%	1位 100%	2位 60%	2	10	6

f) 総合評価上位2者に対する価格評価

価格(40点)

提案価格について、1位(低い方の価格)を満点とし、2位は1位との比率を用いて算出する。小数点第2位を四捨五入する。

(例)

順位	価格	得点	算出方法
1位	40,000千円	40点	—
2位	45,000千円	35.6点	$40 \times 40 \div 45 = 35.555$

g) 評価方法

総合審査は、選定審査会における事業提案に対する総合評価(60点満点)と、評価点数が上位2者に対する価格評価(40点満点)の2段階で実施し、2者のうちその合計点(100点満点)が高いものを選定する。

ただし、1者のみの場合は、評価項目(1項目25点満点)の合計が6割以上の得点を獲得した業者を委託業者として決定する。

11 委託金額

本業務は、債務負担行為を設定している事業であり、5年間の事業費上限額は675,785千円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

12 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準(文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ① 委託料は、令和9年4月分を初回として、月ごとに支払う。
- ② 受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができる。

- ③ 町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に委託料を支払う。

(３) 責任分担

町と事業者との責任分担は次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(４) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

① 受託事業者の債務不履行の場合

- a) 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸案が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。

受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

- b) 町は受託事業者が業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を求めることができる。

② 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとする。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、

継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとする。

(5) 委託事業の評価

町は、受託事業者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行い、その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。

12 問合せ先

〒343-0105

松伏町大字田島1515番地2

松伏町学校給食センター

TEL 048-992-2161

FAX 048-992-3192

E-mail kyosomu1090400@town.matsubushi.lg.jp